

2 情勢の変化と政府等対応の概要

(1) ガイドライン作成時からの情勢の変化と政府及び県の対応の推移

時 期	政 府	県
令和2年 5月25日	◎ 緊急事態解除宣言、基本的対処方針改定 移行期間設定 (3段階、6/19、7/10、8/1)	◎ 静岡県実施方針策定 ○ 警戒レベル(行動制限) ○ 県イベント開催における「感染防止方針」と「チェックリスト」作成
6月19日 (第1段階)	■ 外出自粛 県を跨ぐ移動の自粛要請なし。 ■ イベント コンサート等1,000人迄、祭り等は、参加人数を管理できる地域行事は、容認、全国規模不可、プロスポーツは無観客試合可能	● ふじのくに基準警戒レベル「3」(県内・県外注意)
7月10日 (第2段階)	■ 外出自粛 県を跨ぐ移動の自粛要請なし。 ◎ 市町での全国的なイベント開催の県への相談 (全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベント(大規模イベント等))	● ふじのくに基準警戒レベル「3」(県内・県外注意)
7月中～下旬	★ PCR検査陽性患者(感染者)急増、クラスター発生等 情勢悪化 ■ クラスター各地で発生 (特に、夜間飲食接待業) ■ 7/23「8/1以降における催物の開催制限等について」 ※ 外出規制・イベント開催の制限等の現状を維持(9月以降の取り扱いは、別途通知)	● 7/17 警戒レベル「3」 (県内注意・県外警戒) ※「感染移行期 前期」 ● 7/28 警戒レベル「4」 (県内警戒・県外警戒) → 「県内でのクラスター発生等を踏まえた今後の対応方針」
8月中	■ 8/7「今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標」 ※ 政府が指標・目安を設定 ■ 8/24「9月1日以降における催物の開催制限等」 ※ 9月末迄、開催制限を維持 ※ イベント開催は屋内・外ともに5千人以下(屋内は収容定数半数程度、屋外は距離保持(約2m))	● ふじのくに基準警戒レベル「4」 ※ 8/21以降、PCR検査陽性患者(感染者)の市町区分を公表、その他、県としての施策なし。
9月中旬以降	★ PCR検査陽性患者(感染者)数、	やや低下 情勢やや安定
9月19日	■ 9/11「11月までの催物の開催制限等について」 ※ 9月1日以降の催物開催について、9月末までは開催制限を維持する予定であったが、感染状況やこれまで得られた知見を踏まえて9月19日以降の催物開催制限等を示した。	● 9/11 ふじのくに基準警戒レベル「3」 ※ その他、県としての施策なし。

10月2日		<ul style="list-style-type: none"> ● 「静岡県イベント開催における感染防止方針」策定 ※ チェックリストも更新
10月27日	<ul style="list-style-type: none"> ■ 10/27「大規模イベントに係るクラスター対策」 	
令和2年年末	<ul style="list-style-type: none"> ★ 静岡県内、全国的にも感染者増加（拡大傾向） 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 11/12「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」 ■ 12/11「年末年始における忘年会・新年会、成人式等及び帰省の留意事項について」 ■ 12/23「静かな年末年始」に関するメッセージ等の周知 ■ 12/23「分科会提言を踏まえた催物の開催制限等の取扱について」 <ul style="list-style-type: none"> ※ ステージⅢ相当の対応が必要な地域の対応 	<ul style="list-style-type: none"> ● 11/18 ふじのくに基準警戒レベルの修正（6段階警戒レベル「4」） 「感染まん延期 前期」へ移行 ※ 県内でクラスター発生 ● 12/1「静岡県イベント開催における感染防止方針」の改定 ※ チェックリストも更新 ● 12/4「県6段階警戒レベルの行動制限の基本的な考え方」を提示
令和3年年頭	<ul style="list-style-type: none"> ★ 静岡県内、全国的にも更に感染者増加（拡大） 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1/7「緊急事態宣言」期間 1/8～2/7 東京、埼玉、千葉、神奈川 ■ 1/13「緊急事態宣言の区域変更等について」 栃木、岐阜、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡を追加 「基本的対処方針」変更 ■ 「緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について」 <ul style="list-style-type: none"> ※ 「特定都道府県」と「その他の都道府県」に区分 	<ul style="list-style-type: none"> ● 1/12 ふじのくに基準警戒レベル「5」 ※ 県内クラスター多発 ● 1/19 「感染拡大緊急警報」発令 ※ 英国変異株患者の発生
令和3年2月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2/4「緊急事態宣言」期間の延長 3/7まで（栃木を除く。） ■ 2/4「緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」 <ul style="list-style-type: none"> ※ 「特定都道府県」と「特定都道府県の対象から除外された都道府県」と「その他の都道府県」に区分 	

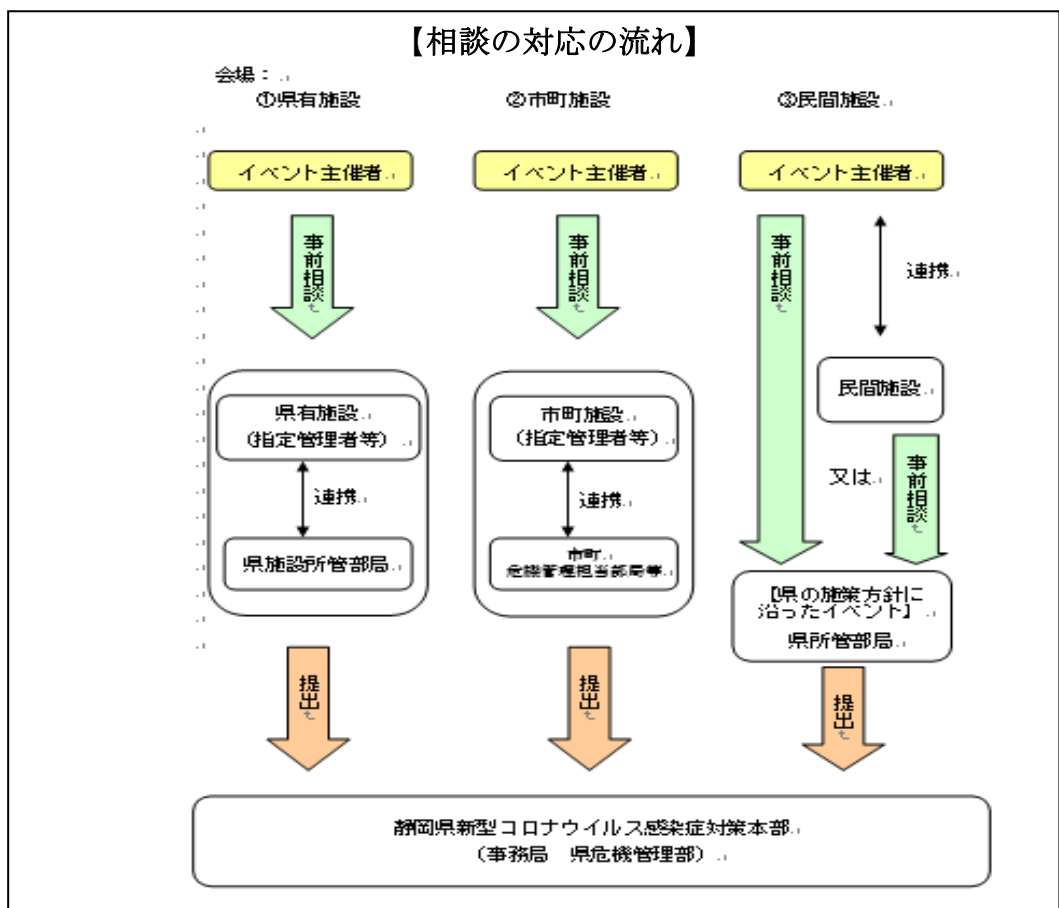
(2) 2月下旬の情勢及び政府施策の概要等

■ 3月1日以降の催物開催等の概要

「内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡(3.2.26)」抜粋

- 3月1日以降の催物開催及び緊急事態宣言解除後の取扱いについては、当面4月末までとなっています。(5月以降の取扱いは、今後検討の上、別途通知)
- ※ 緊急事態宣言により、「特定都道府県」、「緊急事態措置を実施すべき区域から除外された都道府県」、「その他の都道府県」に区分されているが、静岡県は、「その他の都道府県」であるので、この関係部位のみを記載します。
- 催物の開催制限については、感染防止対策と経済社会活動の両立のため、徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を図っていくとされています。
- 催物開催の目安
 - 人数上限及び収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。
 - 人数上限の目安
 - 収容定数設定の有無及び開催制限の緩和を適用する場合の条件担保の有無により、5千人又は、収容定数の50%のいずれか大きい方を上限とする。
 - 収容率の目安 ※ 「大声での歓声、声援等」の有無を前提とした対応
 - 「大声での歓声・声援等」がないことを前提としうる場合で感染防止・予防に関する各種要件を満たす場合に限り、収容率の上限を100%とする。
 - ※ 飲食の取扱いは、マスクの常時着用を担保するため、引き続き食事を伴うイベントについては、原則は「大声での歓声、声援等がないことを前提としうるもの」には該当しないものとして取り扱います。(但し、飲食を伴うがイベント中の発声がないことを前提としうる催物について、必要な条件が全て担保される場合に限り、イベント中の飲食を伴っても「大声での歓声、声援等がないことを前提としうるもの」として扱うことができます。
 - 「大声での歓声、声援等」が想定される場合等
 - 「参加者の位置の固定」や「入退場時や区域内の適切な行動確保の可否」により、対応
 - ・ 参加者の位置が固定され、入退場時や区域内の適切な行動確保ができる催物で、「大声での歓声、声援等」が想定される催物
 - 異なるグループ又は個人間では座席を一席は空けることとし、同一グループ(5名以内に限る。)内では座席等の間隔を設ける必要はない。
 - ※ 参加人数は、収容定員の50%を超えることもあり、各種例示を踏まえて、各都道府県が個別イベントの態様に応じて判断する。
 - ・ 参加者が自由に移動できるものの、入退場時や区域内の適切な行動確保ができる催物
 - 「大声での歓声、声援等」が想定される催物で収容定員が設定されている場合は、当該収容定員の50%までの参加人数に制限し、収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との間隔(1m)を要する。
- 地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等
 - 祭り、花火大会、野外フェスティバル等については、次のとおりの対応とし、引き続き、各都道府県は、イベント主催者等と十分に連携しながら、地域の感染状況等を踏まえて、開催の態様・有無を判断する。
 - 対応の概要
 - ・ 全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや、参加者の把握が困難なものについては、引き続き、中止を含めて慎重に検討するよう促す。
 - ・ 具体的には、催物を開催する場合には、十分な人と人との間隔(1m)を設けるよう促すこととし、当該間隔の維持が困難な場合、開催について慎重に判断する。

- ・ 地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては、人員制限が撤廃できる。
- ・ 引き続き適切な感染防止策の周知、呼びかけの強化
発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、十分な人と人との間隔の確保（1 m）、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等を講ずることを呼び掛けを実施
また、イベント開催前にイベント参加者による厚生労働省から提供されている接触確認アプリ（COCOA）等の活用や、イベント参加者の連絡先等の把握の徹底を促す。
- 全国的なイベント等の都道府県への相談
 - ・ 対象となるイベント等
全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベント（大規模イベント等）
 - ・ 事前相談の対象となる者
大規模イベント等の開催予定施設の施設管理者又は大規模イベント等の主催者
 - ・ 事前相談の窓口
 - ① 県有施設における大規模イベント等の相談窓口：県施設所管部局
 - ② 市町有施設における大規模イベント等の相談窓口：各市町
 - ③ その他団体、民間施設等の大規模イベント等
 - ◇ 各部局の関係団体や、民間等が主催で県の対策方針に沿ったイベント：県所管部局
 - ◇ 民間主体のイベント等で所管が不明なイベント：県危機管理部



□ 年度末等に向けて行われる行事等

卒業式、入学式、入社式等の行事については、感染防止を徹底するとともに、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討するよう働きかけるとされていますが、歓送迎会、新歓コンパ、飲食につながる謝恩会や花見及びこれに類するものについては、自粛を働きかけることとなっています。

(3) 政府（各省庁等）が作成した業種別ガイドライン

業種別ガイドラインは、令和2年5月4日に改訂された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等により、各関係団体等は、業種や施設の種別毎にガイドラインを作成するなど、自主的な感染予防のための取組みを進めることとされ、令和3年3月1日現在で23業種305団体以上が、下記、内閣官房Webサイトに掲載されています。

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

(4) 静岡県イベント開催における感染防止方針の概要（令和2年12月1日版）

ア イベント開催に係る考え方

イベント開催に当たっては、県実施方針に基づき、イベント主催者が徹底した感染防止対策を講じ、参加者のみならず、スタッフの安全を確保した上で、実施するものとし、開催するイベントの形態（屋内・屋外、全国的なもの・地域的なもの等）や、種別（コンサート、展示会、スポーツ大会、お祭り等）に応じて、必要となる感染防止対策を講じることが重要です。感染防止策は、別添「チェックリスト」、業種ごとに策定された「業種別ガイドライン」、ふじのくにシステムを参考とし、実情に合った効果的な対策を講じることが必要と示されています。

イ 感染拡大防止対策

- イベント主催者は、会場となる施設の管理者等の協力の下、施設の規模やイベントの開催形態等を十分に踏まえて、感染防止のための最大限の対策を講じることが必要です。
- イベント主催者が、開催・運営に当たり留意すべき基本的事項については、別紙第1「静岡県イベント開催におけるチェックリスト（主催者用）（令和2年12月1日改訂版）」を活用してください。

別紙第1「静岡県イベント開催におけるチェックリスト（主催者用）」（12/1改訂版）

- イベント主催者に求めるもの。
 - チェックリスト内容を踏まえつつ、各イベントの特性を勘案し、感染防止のため自らが実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理してください。
 - 各事項の整理に当たっては、「業務別ガイドライン」等を参考に、イベントごとの感染防止対策に万全を期すようにしてください。
 - 感染防止の各事項が遵守されているか定期的に会場を巡回・確認するほか、参加者自らが感染防止対策が実施されているか確認できるよう、チェックリストを会場（内）に掲示するとともに、ホームページ等で公表してください。
(主催者のみならず、参加者を含む関係者全員で感染防止に取り組む事が重要)